

子育て応援をテーマとした県広報番組制作等業務 仕様書

1 業務の名称

子育て応援をテーマとした県広報番組制作等業務

2 委託業務の目的

次の点を踏まえて、子育て世帯が楽しめるエンターテインメント番組を制作するもの。

- ・歌や体操などの体験を通じた情操教育の場を設けることで、子どもの健やかな成長を応援し、子育て支援を図るとともに、子育ての楽しさを伝え、少子化対策に寄与する。
- ・若者・子育て世代を中心とした「ぐんま暮らし」の推進を目的として、親子で楽しめる群馬県の魅力的な場所を紹介することで、群馬県の魅力度向上や移住促進に繋げる。

3 事業実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務内容

○番組の放送について

- ・放送対象エリア 群馬県全域
- ・放送期間 令和7年10月から令和8年3月 ※一部、年末年始除く
- ・放送時間 週1回 15分（うち番組放送時間：12分30秒）
- ・放送回数 全24回
- ・放送形態 地上波デジタル放送
- ・手話放送 手話通訳を挿入すること

○番組の制作内容について

- ・番組内に、親子で楽しめる群馬県内の場所の映像を盛り込むこと。ただし、当該地を番組収録のロケ地として使用するか、スタジオ撮影として映像のみ使用するかは、番組の構成により調整できるものとする。
- ・番組内に、子育ての楽しさを表現する映像（例：親子が楽しく遊ぶ映像）を盛り込むこと。
- ・番組のイメージに合致する適切なBGMを使用すること。
- ・県外の視聴者も意識した番組制作をすること。
- ・番組には、ぐんまちゃんのさらなる認知度向上を図るため、ぐんまちゃんをはじめとする「ぐんまちゃんキャラバン隊」が出演する構成にすること。その際の諸費用（「ぐんまちゃんキャラバン隊」の出演料や交通費等）は、業務委託の見積金額に含めること。
- ・番組の制作に伴い、「ぐんまちゃんキャラバン隊」及びその他の出演者を起用する際は、出演者及び所属事務所との調整、撮影許可の取得等を実施すること。
- ・著作権及び関連するすべての権利を侵害しないこと。違反が発覚した場合、全責任は提供者が負うものとする。
- ・番組の放送にあたり、各種媒体を活用し、話題性及び拡散性を持った広報を行うこと。
- ・受託者は、自社ホームページやSNS等による番組の広報を行うこと。
- ・発信日から令和8年3月末日までの間の本番組の視聴者数、年代、性別等の視聴者データを分析し、報告書の形式で提出すること。
- ・制作した番組は、群馬県のYouTubeチャンネル「tsulunos」及び「劇団ぐんまちゃん」で投稿する動画制作用の素材を提供すること。なお、提供にあたっては、県と委託業者が権利を

有しない著作物を除くなどの処理を行うこと。

- ・放送終了後、民放公式テレビポータル TVer で配信すること。なお、配信にあたっては、県と委託業者が権利を有しない著作物を除くなどの処理を行うこと。

5 事業スケジュール（予定）

- ① 撮影にあたって必要な事項の調整：令和7年7月以降随時
- ② 撮影・編集：令和7年8月以降随時
- ③ 番組の放送：令和7年10月～
- ④ 番組映像の動画の群馬県への納品：令和8年3月以降
※予定時期における動画の納品が困難な場合は、別途調整する。
- ⑤ 視聴者データ分析報告書：発信日から3月末日までのデータ

6 成果物一覧

成果物	納品方法
番組動画データ	Adobe Premiere Pro で利用可能な形式の電子データを電磁的記録媒体に保存して提出
群馬県公式 YouTube チャンネル「tsulunos」及び「劇団ぐんまちゃん」動画制作素材データ	Adobe Premiere Pro で利用可能な形式の電子データを電磁的記録媒体に保存して提出
視聴者データ分析報告書	Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出
番組制作及び放送に関する実績報告書	Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出

7 留意事項

- (1) 番組の制作・放送にあたり、各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 契約期間終了後も当該番組を可能な限り長期間公開できるよう、必要な措置を行うこと。
- (4) 群馬県公式 YouTube チャンネル「tsulunos」及び「劇団ぐんまちゃん」で利用可能な素材データについて、当該データを用いた動画の公開可能期間は、県と別途協議の上決定すること。
- (5) 番組の制作にあたり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

8 事業完了報告書の提出

委託業務の完了後、速やかに事業完了報告書を提出すること。

9 その他

- ・契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者で細部を打合せの上、締結する。
- ・業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。その

場合は、県にあらかじめ書面で報告するものとする。

- ・ 本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
- ・ 本事業を進める際は、県と十分な協議を行うものとする。
- ・ 本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- ・ 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・ 災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- ・ 本事業に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識や技術に関する権利及び制作した番組に関する著作権は受託者に留保するものとするが、詳細は委託者と受託者で別途協議する。